

(総括表)

| 機関名 | 事務・権限 | 自己仕分結果 | | 地方側の意見 | その他各方面の意見 | 既往の政府方針等 |
|-----|-----------------|--------|---|----------------------------|-----------|----------|
| | | (記号) | (説明) | | | |
| 漁 | 1 海洋生物資源の保存及び管理 | C-c | <p>国と地方との役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の確保（食糧自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきもの該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 広域的な資源回復計画の策定・推進に関する事務については、多くの水産資源が都道府県域を越えて分布・回遊し、大臣許可漁業に係る漁業者、複数県の知事許可漁業等に係る漁業者といった多種多様な漁業者が同一の資源を漁獲していることから、国が統一的に実施することが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 各計画の策定・見直しに当たっては、関係都道府県、関係漁業者等の合意が必要となるため、現地に向いてこれら関係者間できめ細かい協議を重ねる必要があり、本庁が対応することは困難である。</p> <p>2 1の理由に加え、各地域によって大きく異なる地域の漁業実態に精通していることから、漁業調整事務所が対応することによって、円滑な協議の進行が図られる。</p> | 地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T） | | |
| 漁 | 2 漁業の許可等 | C-c | <p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2 大臣許可漁業等は、操業範囲が都道府県をまたがる沖合海域、さらには公海、外国水域に及んでいるものや、国際取り決めに従い操業しているものが対象となっていることから、国が統一的に実施することが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>許可申請書類の審査、許可証の制限及び条件事項が遵守されているかの検査、操業日誌の確認等の許可事務は、例えば、許可証の制限及び条件事項が順守されているかの検査の事務については、実際に漁船に立ち入って検査をする必要があり、年間数千件にも及ぶことから全て本庁で行うことは困難であり、漁業調整事務所に対応することが効率的である。</p> | 地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T） | | |

| 機関名 | 事務・権限 | 自己仕分結果 | | 地方側の意見 | その他各方面の意見 | 既往の政府方針等 |
|-----|---|--------|--|----------------------------|-----------|----------|
| | | (記号) | (説明) | | | |
| 漁 | 3 沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の保護、水産関係資料の収集・整理、水産に関する調査 | C-c | <p>国と地方の役割分担</p> <p>1. この業務は、水産業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項において、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行われなければならない施策及び事業の実施」「その他の国が本来果たすべき役割」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、瀬戸内海や有明海など複数県の漁業者が輻輳して操業を行っている海域では、水産資源が成長の過程で県境を越えて移動したり、赤潮が県境をまたいで発生するなど、当該海域の漁場の利用や赤潮の対策について、複数県の間で利害関係が対立することが多い。そのため、関係県による広域の実施体制を構築したとしても、当該体制の中で漁場利用、赤潮対策、種苗放流について、当事者である各関係県のみで対応することは困難であることから、国が全国的かつ中立的な視点から関係県間の利害関係を調整する必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>これらの事務は、瀬戸内海や有明海など、複数県の漁業者が輻輳して操業を行っている海域において、漁業の許可、漁業取締り、漁業調整等の事務と一体的に漁業者間の利害関係の調整を行うものであることから、現場に近い出先機関（瀬戸内海漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所）が実施することが効果的である。</p> | 地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T） | | |

| 機関名 | 事務・権限 | 自己仕分結果 | | 地方側の意見 | その他各方面の意見 | 既往の政府方針等 |
|-----|---------|--------|--|----------------------------|-----------|----------|
| | | (記号) | (説明) | | | |
| 漁 | 4 漁業取締り | C-c | <p>国と地方との役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の確保（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 大臣許可漁業等は、操業範囲が都道府県をまたがる沖合海域、さらには公海、外国水域に及んでいるものや、国際取り決めに従い操業しているものが対象となっていることから、国が統一的に許可事務を実施しているところ。</p> <p>3 大臣許可漁業等の取締りについては、例えば九州の漁船が北海道や東北沖で操業するなど非常に広範囲で操業する漁船がほとんどであることから、国が漁業取締りを行うことが必要。また、外国漁船への漁業取締については、韓国や中国との間の漁業協定など国際的な取り決めの下での違法操業を取り締まるものであることから、国が行うことが必要。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>上記の漁業取締りについては、広大な海域において限られた取締能力で機動的かつ円滑に取締業務を実施するために、違法操業が多発する海域に近い場所に事務所を設置する必要がある。また、取締りのほか、司法機関、外国領事館との連絡調整等も行う必要があることから、漁業調整事務所において対応する必要がある。</p> | 地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T） | | |

| 機関名 | 事務・権限 | 自己仕分結果 | | 地方側の意見 | その他各方面の意見 | 既往の政府方針等 |
|-----|--------|--------|---|----------------------------|-----------|----------|
| | | (記号) | (説明) | | | |
| 漁 | 5 漁業調整 | C-c | <p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する</p> <p>2 大臣許可漁業と沿岸漁業との間や複数県の沿岸漁業間の漁業調整問題については、国が大臣許可漁業の許可権者として、また、中立公平かつ広域的な見地から当事者同士の協議の場を設定する必要がある。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>当事者間の話し合いでは紛争が解決しない場合には、国が公平中立の立場から協議の斡旋、立会いを行う余地を残しておかなければ、紛争が長期化し、問題を解決することが困難となる。本事務は紛争の当事者間の利害調整を内容とするものであり、特に長期的に取り組む必要がある困難な紛争事件の解決に向けた協議の場の設定を行うものであるため、本省ではなく現地事情に精通している漁業調整事務所において対応することが必要である。</p> | 地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T） | | |

| 機関名 | 事務・権限 | 自己仕分結果 | | 地方側の意見 | その他各方面の意見 | 既往の政府方針等 |
|-----|-------------|--------|--|----------------------------|-----------|----------|
| | | (記号) | (説明) | | | |
| 漁 | 6 外国漁船の寄港許可 | C-o | <p>国と地方との役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の確保（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 外国漁船の寄港の許可に当たっては、国際的な操業ルールの遵守状況等を審査する必要があること、また、外国漁船は都道府県の管轄外の水域で操業していることから、政府間の取り決め等を踏まえて、国が、統一的に実施することが必要である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>1 外国漁船の寄港許可の発給に当たっては、当該漁船が国際的な操業ルールを遵守しているかどうかや密漁や密輸出に関与していないかなど、国が政府間の取り決めや関係国政府からの情報等を踏まえて審査することが必要であり、各地方自治体の対応の相違が生じた場合、上記目的の達成が困難である。</p> <p>2 また、外国漁船の寄港許可の申請は、通常、寄港を希望する港の近隣の入港代理店を利用して行われるケースが多く、申請内容の確認等について、入港代理店と迅速に連絡をとる必要があるため、最寄りの漁業調整事務所が対応することが適切である。</p> | 地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T） | | |
| 漁 | 7 漁船の検査 | C-o | <p>国と地方との役割分担</p> <p>1 この業務は、水産業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 漁船の検査は、事務量が少ないが、各地方自治体において当該事務の執行体制の整備を行った場合、新たに専門的知識を有する者を配置する必要があること、また、ほとんどの依頼検査が船舶所有者の所在地ではなく造船所や機器製作所等で実施されることから、地方移譲を行った場合は、行政コストが増大し、非効率である。</p> <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</p> <p>対象とする水産資源によって沖合漁業の実態や漁船の特性が異なることから、地域の実情に詳しく、漁業許可等の事務を行っている漁業調整事務所において事務を行うことが、的確かつ効率的な依頼検査を実施していく上で不可欠である。</p> | 地方移管（全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T） | | |

